

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の第1号被保険者の介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | | 計算方法 | 保険料年額 |
|-------|---------------------|---|---------------|----------|
| 第1段階 | 生活保護受給者 | | 基準額× 0.235 | 21,500円 |
| | 本人が市民税非課税 | 市世帯税全非課税 老齢福祉年金受給者、 ”本人の課税年金収入額＋合計所得金額”が 80万円以下の人(令和6年度) 80万9千円以下の人(令和7年度) | | |
| | | ”本人の課税年金収入額＋合計所得金額”が 80万円超120万円以下の人(令和6年度) 80万9千円超120万円以下の人(令和7年度) | | |
| 第2段階 | 本人が市民税非課税 | ”本人の課税年金収入額＋合計所得金額”が120万円を超える人 | 基準額× 0.485 | 36,600円 |
| 第3段階 | 本人が市民税非課税 | ”本人の課税年金収入額＋合計所得金額”が120万円を超える人 | 基準額× 0.685 | 51,700円 |
| 第4段階 | 本人が市民税課税 | が税世帯 い課税に る税の市 の人民 ”本人の課税年金収入額＋合計所得金額”が 80万円以下の人(令和6年度) 80万9千円以下の人(令和7年度) | 基準額× 0.85 | 64,200円 |
| 第5段階 | | ”本人の課税年金収入額＋合計所得金額”が 80万円を超える人(令和6年度) 80万9千円を超える人(令和7年度) | 基準額 | 75,600円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税 | 本人の合計所得金額が125万円未満の人 | 基準額× 1.2 | 90,700円 |
| 第7段階 | | 本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 | 基準額× 1.35 | 102,000円 |
| 第8段階 | | 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額× 1.55 | 117,100円 |
| 第9段階 | | 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 基準額× 1.7 | 128,500円 |
| 第10段階 | | 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 基準額× 1.95 | 147,400円 |
| 第11段階 | | 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 基準額× 2.1 | 158,700円 |
| 第12段階 | | 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 基準額× 2.3 | 173,800円 |
| 第13段階 | | 本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人 | 基準額× 2.4 | 181,400円 |
| 第14段階 | 本人の合計所得金額が820万円以上の人 | 基準額× 2.45 | 185,200円 | |

◆「課税年金収入額」とは、公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

◆「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
※合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

◆※令和7年4月より、第1段階、第4段階の条件について「本人の課税年金収入額＋合計所得金額」が「80万円以下の人」から「80万9千円以下の人」へ変更になりました。